

## 令和4年度平戸市農業委員会第12回総会議事録

■開催日時：令和5年3月27日（月）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中19人出席

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中12人出席 欠席委員：2番、7番、8番、9番、10番、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長 大浦事務局次長 浅田参事兼班長、寺田係長  
植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：大浦事務局次長

■議事録の公開 公開

### ■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

### 日程5 議事

報告 第22号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告 第23号 使用貸借解約通知書について

議案 第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第57号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第58号 第12回農用地利用集積計画（案）について

議案 第59号 第6回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b>  ただいまから、「令和4年度平戸市農業委員会第12回総会」を開会いたします。  開会にあたり、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b>  皆様、改めまして、おはようございます。  大変お忙しい中、第12回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。  だんだん気候も穏やかになって、桜の花も満開になっていると思います。毎年、この時期になると農作業事故が全国の新聞等で報道されておりますので、十分、注意しながら作業を行ってほしいと思います。  今回の総会においては、報告2件、議案5件を提案しておりますので、皆様のご審議をお願いして挨拶にかえさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。  本日は、農業委員の皆様方は全員出席されております。  平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  また、推進委員では、2番委員、7番委員、8番委員、9番委員、10番委員、18番委員から欠席する旨の報告がっております。  それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</b>  それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。  平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に16番委員、17番委員、書記に大浦事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p>
会長	<p><b>■日程4 会務報告</b>  次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案書の1ページをお開きください。  3月の会務報告をいたします。(3月会務報告を報告)</p>

	<p>4月の会務予定を申し上げます。(4月会務予定を報告)          以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>それでは、会務報告が終わりましたので、4月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。          4月の総会を令和5年4月26日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議がありませんので、4月の総会を令和5年4月26日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催いたします。</p>
会 長	<p><b>■日程5 議事</b>          次に、日程5、議事に入ります。</p>
会 長	<p>《報告第22号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について》</p>
会 長	<p>報告第22号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>皆さんおはようございます。          議案書の2ページから3ページをご覧ください。          報告第22号農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約についてです。          3ページについて、ご説明いたします。          番号1番、貸人借人は、記載のとおりです。          貸借農地は、田平町小崎免字野畑826番、現況地目は畑で、面積は2,790㎡、契約内容は備考欄のとおりです。          解約理由につきましては、貸人借人間で売買による所有権移転をするため、農地法第3条の規定による許可申請がっており、貸借契約を解約するものです。          報告第22号につきまして、以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>(意見なし。)</p>
会 長	<p>意見が無いようですので、報告第22号を終わります。</p>
会 長	<p>《報告第23号 使用貸借解約通知書について》          次に報告第23号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ・5ページをご覧ください。</p>

	<p>報告第 23 号、使用貸借解約通知書についてです。  番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。  貸借農地は、大石脇町字吸干 310 番 4、現況地目は田で、面積は 493 m<sup>2</sup>で外 3 筆、合計 4,231 m<sup>2</sup>です。  番号 2 番については、ご一読をお願いします。  解約理由は、番号 1 番は、借人の変更のため、番号 2 番は譲渡によるものです。  報告第 23 号の説明は以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>(意見なし。)</p>
会 長	<p>意見が無いようですので、報告第 23 号を終わります。</p>
会 長	<p>《議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》  次に、議案第 55 号について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。  7 ページについて説明いたします。  議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は 3 件あっております。  整理番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、獅子町字下り道 2208 番、地目は田で、862 m<sup>2</sup>、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）で、下限面積は 40 a で、最終的に譲受人の耕作面積は 15,835 m<sup>2</sup>となりますので、要件を満たしております。  整理番号 2 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、田平町小崎免字野畑 826 番、畑、2,790 m<sup>2</sup>、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）で、田平町の下限面積は 50 a で、譲受人の最終的な耕作面積は 44,491 m<sup>2</sup>となり、要件を満たしております。  整理番号 3 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、下中津良町字名切、東原、濱ノ田 計 5 筆となります。合計の面積は 4,152 m<sup>2</sup>で、農業経営を後継者に移譲するため、下限面積は 40 a、譲受人の最終的な耕作面積は 32,969 m<sup>2</sup>となり、要件を満たしております。  （整理番号 1 から 3 について、スライドにより圃場の位置等について説明。）  以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
3 番委員	<p>整理番号 2 番で、隣接する農地が荒れており、譲渡人は、その農地も併せて畑として利用したいと考えており、市で復元事業等がないも</p>

事務局	<p>のか！教えていただきたい。 個人ができる事業等があるか担当課に確認します。 内容等については、本人とお話して対応させていただきます。</p>
3番委員	<p>是非、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>まず、農業委員が地元の方々のお話を聞くなど、現状も踏まえて、対応をよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 55 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 55 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p><b>《議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</b> 次に、議案第 56 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、議案中、「整理番号 2 番」を除いた分について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 議案第 56 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回、3 件の申請があります。 整理番号 2 番を除いた分について、ご説明します。 整理番号 1 番、申請人については、記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字萩川 1383 番 4、分筆登記申請中となっておりますが、登記が完了したと報告がっておりますので、削除してください。地目が畑で、地積が 506 m<sup>2</sup>、用途としては、一般住宅用地、農地の種別が第 2 種で、事由としては、一般住宅を新たに建築するため、所有権移転の贈与となります。備考に書いていますように、この案件については、農業振興地域の除外申請がっておりますので、令和 4 年 11 月 16 日に現地確認をしております。 整理番号 3 番、申請人については、記載のとおりで、申請農地については、田平町山内免字馬場崎 110 番 10、地目が畑で、地積が 81 m<sup>2</sup>、用途としては、駐車場用地、農地の種別が第 3 種で、これについては、追認許可の案件となっております、平成 14 年 4 月頃から駐車場として利用していたため、違反転用として県に追認許可を求めて、令和 5 年 2 月 9 日に許可がなされた案件であります。</p>

	<p>(整理番号1、3について、スライドにより圃場の位置等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第56号中、整理番号2番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第56号中、整理番号2番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、同議案中、整理番号2番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条、議事参与の制限の規定に基づき、18番委員の退席を求めます。</p>
18番委員	<p>「退席」</p>
会 長	<p>それでは、同議案中、整理番号2番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の9ページ、整理番号2番についてご説明します。</p> <p>申請人については、記載のとおりで、申請農地については、田平町上亀免字平山58番1、畑、602㎡となります。</p> <p>用途としては、農業後継者の農家住宅用地、農地の種別が第2種で、事由としては、新たに住宅を建築するため、所有権移転の贈与です。</p> <p>備考に書いていますように、この案件についても、令和4年11月16日に現地確認をしており、農業振興地域の除外が終わったことによる転用申請です。</p> <p>(整理番号2について、スライドにより圃場の位置等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

会 長	異議なしと認め、同議案中、整理番号 2 番について、原案のとおり決定いたします。
会 長	それでは、18 番委員の入場を認めます。
18 番委員	「入場」  《議案第 57 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 57 号についての議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 10 ページ、11 ページ、12 ページをご覧ください。 議案第 57 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、いつもなら 8 月の総会の折、農業委員会が農地利用状況調査で B 分類農地として判断した分について、農地ではないですよと非農地通知発出を行っておりました。今回、3 月総会において 44 筆、21,961 m <sup>2</sup> となったことから、非農地通知発出の方法といたしました。 (番号 1 から 44 について、スライドにより位置や現状などを説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 57 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 57 号について、原案のとおり決定いたします。  《議案第 58 号 第 12 回農用地利用集積計画（案）について》
会 長	次に、議案第 58 号についての議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 13 ページから 16 ページになります。 議案第号、第 12 回農用地利用集積計画（案）についてです。 まず、14 ページ上段から説明します。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による

所有権の設定になります。  
整理番号 1 番、所有権の移転を受ける者及び所有権を移転する者については、記載のとおりです。  
所有権を移転する土地は、田平町小崎免字野畑 831 番、現況地目は畑で、面積は 1,269 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計面積 1,399 m<sup>2</sup>です。権利の内容については、記載のとおりとなっております。  
整理番号 2 番、3 番については、ご一読をお願いいたします。  
合計 3 件、筆数 10 筆、面積が 9,071 m<sup>2</sup>となります。  
公告後は、農業委員会事務局において、所有権移転登記の手続きを主導するものです。

「スライドの故障により一時休憩：10 分間」

「説明の再開」

事務局

対象農地について、スライドにより現況などを説明。

続きまして、14 ページ下段から 15 ページの上段について、ご説明いたします。

項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃貸借権の設定となります。

整理番号 4 番、農地バンクを通じて利用権の設定を受ける者及び農地バンクに利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地は、東中山町字大橋 128 番 3、現況地目は田で、面積は 350 m<sup>2</sup>、他 7 筆、合計面積 8,562 m<sup>2</sup>です。設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号 5 番から 8 番については、ご一読をお願いいたします。

合計 5 件、筆数 27 筆、面積が 27,897 m<sup>2</sup>となります。

続きまして、15 ページ下段から 16 ページについてご説明します。

項目 3 号、利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用賃貸借権の設定になります。

整理番号 9 番、農地バンクを通じて利用権の設定を受ける者及び農地バンクに利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地は、大島村大根坂字大原 1812 番 1、現況地目は田で、面積が 729 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号 10 番から 14 番については、ご一読をお願いいたします。

合計 6 件、筆数 22 筆、面積が 21,275 m<sup>2</sup>となります。

議案第 58 号の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。

委員一同

「質疑なし。」

会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 58 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 59 号 第 6 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 59 号についての議題に入ります。</p> <p>事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 17 ページ、18 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 59 号、第 6 回農用地利用配分計画（案）に対する意見についてです。18 ページについて、ご説明いたします。</p> <p>項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番、所有者及び借受者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地は、田平町下寺免字井手口 402 番 1、現況地目は田で、面積は 1,548 m<sup>2</sup>外 4 筆、合計 8,481 m<sup>2</sup>、設定する権利については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番から 4 番については、ご一読をお願いいたします。</p> <p>合計 4 件、筆数 18 筆、面積が 21,204 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>議案第 59 号の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言をしてください。</p>
3番委員	<p>所有者が亡くなられた場合は、同じような案件があるのか！</p>
事務局	<p>農業委員会事務局において、死亡のあと手続きを行ってから、相続人とお話しして、解約や変更などを行う手続きとなります。令和 5 年度の総会の折に議案として提出になると思います。</p>
会 長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 59 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 59 号について、原案のとおり決定いたします。
会 長	<p>■日程 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会 長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 4 年度平戸市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。</p>
	閉会時刻：10 時 30 分
	議長 <span style="float: right;">印</span>
	議事録署名人
	16 番委員 <span style="float: right;">印</span>
	17 番委員 <span style="float: right;">印</span>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山口隆徳
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸

